

daily コラム

2026 年 9 月 4 日 (金)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

1 通につき 4,000 円の印紙貼付が必要 継続的取引の基本となる契約書

「継続的取引の基本となる契約書」とは？

印紙税法には「継続的取引の基本となる契約書」という文書が定められています。契約当事者間で、何度も繰り返される取引の共通ルール（単価や納品方法など）を定めた契約書のことです。取引ごとに交渉や作成を行う手間が省け、「単価」や「数量」などを決めるだけで、個別発注をスピーディに進めることができます。

この契約書には、契約期間が 3 か月以内に、更新の定めがないものを除き、1 通 4,000 円の印紙を貼付する必要があります。

営業者間契約書など 5 種類がある！

この「継続的取引の基本となる契約書」には、次の 5 つの書類があります。

- ・ 営業者間契約書
- ・ 代理店契約書
- ・ 銀行取引約定書
- ・ 信用取引口座設定約諾書
- ・ 保険特約書

実務では、「営業者間契約書」を目にする機会が多々あります。売買取引基本契約書、特約店契約書などが具体例となります。

営業者間契約書の「4 つの要件」とは？

次の 4 つの要件に該当する契約書は、「営業者間契約書」に該当します。

(1) 営業者間における契約

営業者（会社や自営業者）との間で締結された契約であること。

(2) 継続的な取引対象の限定

「売買」「売買の委託」「運送」「運送取扱い」又は「請負」の取引のうち、複数回の取引を継続的に行うための契約であること。

(3) 共通する取引条件

「目的物の種類」「取扱数量」「対価の支払方法」「債務不履行の場合の方法」又は「再販売価格」のうち、いずれかの事項の定めがあること（「別途、協議する」などの抽象的な表現は、これに当てはまりません）。

(4) 電気・ガス供給契約の除外

電気又はガス供給契約でないこと。

「基本契約書」の作成上の注意点は？

「個別発注書があれば、基本契約書には印紙を貼らなくていい」と考えてはいけません。税務調査では、本来の印紙税の 3 倍（又は 1.1 倍）の過怠税が科されます。

また、基本契約と個別契約の内容が異なる場合、「後法優先」により成立時期が遅い個別契約が優先されます。基本契約に両者の優先関係を記載すると良いでしょう。



電子契約にしてしまえば、印紙は必要ありません！